平成２２年（フ）第１７４２号
堺市西区上野芝町３丁３番16―913号
破産者　土澤　政友
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１１号
大阪府八尾市恩智北町２―４―１サンハイムモリグチ105号室、住民票上の住所大阪府八尾市曙川東４丁目19番地大和路ハイツ101号山野方
破産者　酒井　政弘
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４５３号
大阪府吹田市高野台４丁目１番Ｂ75―103号、前住所大阪府吹田市江坂町１丁目12番55―1309号
破産者　小原　清治
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３０９号
大阪府高槻市塚原３丁目16番12―301号
破産者　佐藤　利江（旧姓長間）
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３６５号
大阪市東住吉区西今川３丁目33番48号
破産者　安藝　由美
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５８６号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目11番24―303号
破産者　常盤　俊朗
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５８７号
兵庫県伊丹市野間北１丁目12番６号ボナール有堀103号
破産者　常盤　俊哉
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５８８号
兵庫県伊丹市野間北１丁目12番６号ボナール有堀103号
破産者　常盤　ミサ
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６６５号
大阪府八尾市安中町６丁目９番21―302号
破産者　小川　博子
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８０１号
大阪市住吉区長居東３丁目４番21―409号、前住所大阪市東住吉区鷹合３丁目17番４号
破産者　西水　満穂
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８０３号
大阪市住吉区長居東３丁目４番21―409号、前住所大阪市東住吉区鷹合３丁目17番４号
破産者　西水あかり
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９５０号
兵庫県西宮市上甲東園２丁目６番10―304号
破産者　橋爪　　元
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２５３号
大阪市淀川区塚本２丁目４番１号　サニー塚本５階501号
破産者　後藤　行子
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２５４号
大阪府高槻市奈佐原２丁目６番１―504号
破産者　澤田　　潔
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３６４号
大阪市北区本庄東１丁目16番19号
破産者　家喜　正甫
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４８２号
大阪府吹田市清和園町17番６号
破産者　北村　清子
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４０号
大阪府阪南市自然田1723番地
破産者　中尾　正喜
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目３番８号
破産者　木村　　實
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６８９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目３番８号
破産者　藤原八四五こと　木村　弥生
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係